

10月1日から 動物の愛護及び 管理に関する条例が施行されます。

長野県では、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、「動物の愛護及び管理に関する条例」を本年10月1日から施行します。この条例には、動物の飼い主が守らなければならない事項が定められています。

飼い主の遵守事項とは・・・

- 飼い主は、適正にえさや水を与えるなど、動物を適正に飼養し、公共の場を汚損させたり、異常な鳴き声等により人に迷惑をかけるようにしなければなりません。
- 犬の飼い主は、犬を係留して飼養し、適正な方法でしつけを行わなければなりません。
- ねこの飼い主は、ねこの屋内飼養に努めなければなりません。
- 犬、ねこの飼い主は、飼養する犬、ねこの数が10（合算した場合を含みます）に達した時は、知事に届けなければなりません。

この他に動物の引き取り、譲渡、緊急時の措置など全29条の事項で構成されています。

条例についてのお問い合わせ

長野県衛生部 食品・生活衛生課
(TEL)026・235・7154 FAX026・232・7288

他の犬は成犬でも遅くありません。具体的には、部屋の隅や自宅の門付近にフンや尿のにおいをつけ、言葉と行動で「ここがトイレだよ」と教えます。そして、用が足せたら大きく褒めてあげます。(次ページでも方法を紹介します)。

原因となり、ペット自身も幸せにはなれません。家族の一員ですが、人間は人間であり、動物は動物です。犬の習性や性格をよく理解してあげて、責任をもって、犬との関係を楽しんでほしいです。

「犬を正しく理解してあげて」。

高山 条例化の背景には、動物にかかわるさまざまなトラブルの発生があります。「かわいい」「かわいそう」だけでは、トラブルの

高山 最近多いのは、散歩中にさせたフンをスコップですくい、そのまま用水路に捨ててしまうケース。それが田んぼに流れ込んで問題となっています。また、スコップで土や草をかぶせただけという

高山 まずは、家で排便させることにチャレンジしてみてください。このしつけは、日本犬の成犬では難しい面もありますが、その

「犬のフンは肥やしにはなりません」。

高山 県内には、約13万4000頭の犬がいて、過去には全国で2番目に多い時期もありました。それだけ犬と親しみの深い県だといえますが、「フン害」などのトラブルも絶えません。

高山 放置された犬のフンは肥料にはなりません。寄生虫などが感染症を引き起こす危険もあります。「もえるごみ」で出すなど、飼

フン 踏んじまった!

路上に放置された犬のフン。不衛生だけでなく、マナーを守る多くの飼い主さんが迷惑をこうむっています。犬のフン被害の状況や飼う際の心得について、動物のスペシャリストである松本保健所の高山さんに話を聞きました。



松本保健福祉事務所(松本保健所) 主任動物愛護管理技師

高山 広志 さん

プロフィール●山階(やましな)鳥類研究所の標識調査者を経て、平成3年、長野県に入庁。動物の調教師でもあり、日本シエパード犬登録協会審査員、県嘱託警察犬審査員などを歴任。犬のスペシャリスト。鷹匠でもある。伊那市出身。

市民の声から

環境課が聞いた「フン」被害の声を紹介します

- 毎日散歩の時間が一緒になる犬がいますが、引き綱を付けていない大きな犬なので、寄ってきてとても怖い思いをします。これではフンをどこにしたのか分からず、片付けもできないはず。(犬飼い主・女性)
- 犬の飼い主には、田んぼの畦ですませたフンを必ず片付けてほしい。以前、草刈機で畦草刈りをしていた時に、フンが飛び散り、散々な目があった。(穂高・農家・男性)



危ない!

フンじゃったー。